								番号	53
補助	事業名	保護樹	木・樹林・生垣へ0	り助成	所管部課	みどり土木部を	みどり公園課	事業開始年度	S47 年度
根拠法令(要綱)等 新宿区みどりの条例、条例施行規則 新宿区みどりの文化財(保護樹木等)助成金交付要綱									
20	年度決算額			6,564,6	00円				
	補助率	·保護 に4,50	樹木 = 1本につき9,000F 樹林 = 1,000㎡まで9,000 10円 生垣 = 1mにつき20mまで	0円、1,000㎡から	らは1,000㎡毎	補助対象団体(者)	区民、	事業者	
区内に現存する樹木、樹林をみどりの文化財に指定し、管理費の一部を支援することにより保護し、 補助することで達成しよう としている区の目的									
団体(者)に対する 直接の助成目的 保護樹木等の剪定、落葉の処理、病害虫防除など樹木の維持に必要な管理費の一部を支援していきま す。									
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類								Ī	
・助成金交付申請書   (調度)     ・実内図   (金文付請求書)     ・財成金交付請求書   (の)     ・財政の金交付請求書   (の)     ・・ はないのでは、   (の)     ・ はないのでは、   (の)  <									
金 審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的と 審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目がよります。) おいま はいまる まま はいまる まま はいまい はいまい はいまい はいまい は									
実 ・新規の場合は、区職員が現場で樹木の樹勢と規格を審査します。 ・新宿区みどりの推進審議会の審議を経て指定します。 ・新信区みどりの推進審議会の審議を経て指定します。									
今 保護樹木等の制度の更なるPRを図り、貴重な樹木を残していくことが課題です。 後 現在の助成金では保護樹木等の定期的な剪定、消毒等を行う費用のごく一部です。今後は災害での倒木や、所有者が管理しきれ の い樹木の剪定等の区の支援の拡大、区のシンボルとなる特に重要な樹木の保護、個人宅を中心に建替え等に伴う移植費の支援の 課 題									管理しきれな 配支援のし
	総合評価(A・B・C・改正)とその理由 総合評価: A 理 由: 平成20年度は、大きな樹木の所有者を対象に、積極的に保護指定を働きかけた結果、目標数値以上の本数を保護指定することができました。								
	区と補助対象者との役割分担								
-,,	この補助金において、区は樹木所有者の負担の軽減と緊急時の支援の役割を担い、補助対象者は、所有する貴重なみどりを適正に維持管理する役割を担います。								
金の評価	目標の設定 政策目的(目標)設定は保護樹木の指定本数の増大であり、区民のニーズであるみどり豊かな環境づくりに資するため適切です。 代替手段・効率性						<b>適切です</b> 。		
	保護樹木所有者の維持管理に要する経済的負担の一部を軽減できる有効な方法です。								
	目標の達成状況								
	働きかけを強化した結果、平成20年度は昨年に続き指定本数が増大しました。この補助金を交付することにより、所有者にみどりの 文化財としての意識が育まれ、建築等に際して伐採を免れる等の効果があがっています。								
今後の改革	<ul><li>・地域のシン</li><li>・個人住宅の</li></ul>	ボルとな )保護樹ス	うに事業を継続して る樹木を「特別保護 木の移植を支援しま の、区による落葉回「	i樹木」に指定 ∶す。		- 戈します。			